

○ 構成大学における連合農学研究科教員候補者推薦に関する指針

〔平成2年10月19日〕
連合農学研究科要項等第3号

- 1 この指針は、鳥取大学大学院連合農学研究科教員資格審査規則（平成2年10月19日鳥取大学大学院連合農学研究科規則第1号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、各構成大学からの連合農学研究科教員候補者（以下「候補者」という。）の推薦に関する必要な事項を定めるものとする。
- 2 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻長若しくは国際乾燥地科学専攻長、島根大学大学院生物資源科学研究科長又は山口大学大学院創成科学研究科長（創成科学研究科長が農学系学域所属の教員でない場合は、農学系学域所属の創成科学研究科副研究科長とする。）（以下「研究科長等」という。）は、それぞれ規則第4条に規定する候補者を推薦するための候補者推薦委員会（以下「委員会」という。）を連合農学研究科の専攻ごとに設ける。
- 3 委員会は、当該大学の次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 研究科長等
 - (2) 代議委員会委員
 - (3) 候補者の属する専攻の主指導教員資格者（准教授を除く。）
- 4 委員会は、規則第5条に規定する資料を候補対象者から提出させて、規則第2条及び第3条に規定する資格について内部審査を行う。
- 5 委員会に委員長を置き、研究科長等をもって充てる。
- 6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 7 委員会は、委員（出張者、海外渡航者（私事渡航を除く。）及び長期療養中のものを除く。）の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 8 委員会は、推薦の適否の判定を無記名投票により行い、「適」の票数が投票総数の4分の3以上の得票者を候補者とする。
- 9 研究科長等は、前項の候補者が決定したときは、規則第4条に規定する候補者として連合農学研究科長に推薦する。

附 則（平成12年2月18日連合農学研究科要項等第2号）

この要項等は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月2日連合農学研究科要項等第3号）

この要項等は、平成17年9月2日から施行する。

附 則（平成19年2月16日連合農学研究科要項等第4号）

この要項等は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月17日連合農学研究科要項等第1号）

この要項等は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月19日連合農学研究科要項等第3号）

この要項等は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月17日連合農学研究科要項等第1号）

この要項等は、平成29年4月1日から施行する。